

令和6年度浜松市障害福祉サービス事業者等指導方針

浜松市障害福祉サービス事業者等指導実施要領の3に基づき、令和6年度障害福祉サービス事業者等に対する指導の重点を次のように定める。

1 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴うもの

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定は、以下の基本的な考え方に基づき、各サービスの報酬・基準についての見直しが実施されている。

制度の信頼確保及び利用者保護の観点に立ち、適正な請求が行われるよう、新設、変更があった基準、加算等について、各要件を満たしているか、必要な記録等が整備されているか等を確認する。

- (1) 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり
 - ①障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実
 - ②医療と福祉の連携の推進
 - ③精神障害者の地域生活の包括的な支援
- (2) 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応
 - ①障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築
 - ②障害者の多様なニーズに応じた就労の促進

2 管理者及びサービス管理責任者等の責務について

管理者、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者について、運営基準に定められた責務が果たされているかを重点的に確認する。

- (1) 従業者に運営基準を遵守させるための指揮命令の実施
- (2) 運営基準に規定された手順に沿った個別支援計画の作成

3 業務継続に向けた感染症や災害への対応に関する取組の強化

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）の策定をはじめとした取組の実施状況を確認する。

- (1) 業務継続計画の策定及び周知
- (2) 必要な研修及び訓練の実施

4 身体拘束の適正化及び障害者虐待防止のための取組の徹底について

身体拘束の適正化及び障害者虐待防止に向けた取組が確実に行われているか確認する。

- (1) 従事者に対する定期的な研修の実施
- (2) 身体拘束適正化委員会及び虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従事者に周知徹底する。
- (3) 虐待防止のための担当者の設置
- (4) 身体拘束適正化のための指針の整備

5 安全計画の策定について

障害児通所支援事業について、児童の安全に関する事項を定めた安全計画の策定状況及び計画に基づく取組内容を確認する。

- (1) 安全計画の策定及び周知
- (2) 研修及び訓練の定期的な実施
- (3) 自動車を運行する場合における、児童の乗車及び降車時の所在確認

6 前回の運営指導での改善指導、助言指導事項について

○前回の運営指導において、改善指導、助言指導となった項目の取り組み状況を確認する。

改善指導事項等について、未対応がないようにすること。

7 業務管理体制の検査について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定事業者及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者は、業務管理体制の整備・届出が義務付けられている。

検査は、各事業所の指定取消事案等となり得るような不正行為の未然防止のため、業務管理体制の問題点を検証し、各事業者が自ら業務管理体制の改善を図り法令等遵守に取り組むことを目的として実施する。

【確認事項】

- ・法令遵守責任者の役割及びその業務内容
- ・業務が法令に適合することを確保するための規程の内容
- ・業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）実施状況及びその内容